

[事案 2020-28] 転換契約無効請求

・令和2年11月10日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-27] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年3月に契約した終身保険を、平成20年10月に利率変動積立型終身保険に転換したが、以下等の理由により、契約転換を無効にして、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換の説明がなかったため、転換前契約に医療保障を追加するものだと理解しており、本契約の保険料の一部が積立金から支出されることも知らなかった。
- (2) 60歳代で保険料の払込みが終了する転換前契約を、80歳代まで保険料の払込みが必要な本契約に転換するメリットはない。
- (3) 転換後に、募集人から本契約の内容について説明を受けたことがない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書等を用いて、転換により転換前契約が消滅すること、本契約の保険料は積立金の一部から支出されること等を説明している。
- (2) 転換により介護保険が加わり、医療保障は入院初日から保障され、高齢になった後の万が一に備えた保障が充実しており、転換にはメリットがある。
- (3) 毎年、お客様レポートを送付して保険の内容を知らせている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。